平成２３年（フ）第１４１９１号
東京都江戸川区鹿骨２丁目16―９―101
債務者　清水　友美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９２号
神奈川県小田原市飯泉1192―３―203
債務者　島野　晴文
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９３号
神奈川県小田原市飯泉1192―３―203
債務者　島野　幸子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９５号
神奈川県横浜市港北区新羽町850　第２中井荘103
債務者　中村津代美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９８号
東京都八王子市散田町５丁目１―１―300
債務者　坂口　明穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９９号
東京都福生市大字熊川444―１―704
債務者　重成　明美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２００号
東京都調布市飛田給１丁目４―18―405
債務者　山口　志穂
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２０１号
千葉県市川市宮久保１丁目25―13―202
債務者　田淵　貴裕
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２０２号
東京都杉並区上井草３丁目37―17―202
債務者　松島　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５５号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４―７―18、住民票上の住所神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄10―103
債務者　伴　　雄二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５９号
横浜市旭区中白根２丁目33番６号　201
債務者　須之内伸也
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６６号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目７番20号　斉藤荘１号室
債務者　松浦妙永子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６７号
横浜市栄区元大橋１丁目45番７号
債務者　藤本　吉光
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目１番14―105号
債務者　清本　一晃
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５８号
静岡市駿河区光陽町68番地　プレジール光陽Ａ棟101号
債務者　三橋　泰治
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部